

輸出申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、楽器等の輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、別紙2の輸出申告事項登録画面の統計品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき統計品目番号を、輸出統計品目表の解釈に関する通則に従い、別冊の「輸出統計品目表」（抜粋）及び「関税率表解説」（抜粋）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に統計品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の統計品目番号にとりまとめる。
- 2 統計品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるもの（上記1によりとりまとめたものを含む。）がある場合には、その統計品目番号が異なるものであっても、これらを一括して一欄にとりまとめる。
- 3 上記2による場合に輸出申告事項登録画面に入力すべき統計品目番号は、上記2によりとりまとめる前の統計品目番号ごとの申告価格（上記1によりとりまとめたものについては、その合計額）が最も大きいものの統計品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 一欄に一品目のみに係る統計品目番号を入力することとなる場合であって、当該一品目の申告価格が20万円以下であるときは、その統計品目番号の10桁目は「E」とする。
- 5 輸出申告事項登録画面に入力する統計品目番号（(a)～(e)）は、その統計品目番号ごとの申告価格（上記1及び2によりとりまとめたものについては、その合計額）が大きいものから順に入力するものとする。
- 6 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 7 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの品目は、当該仕入書の品名に特に記載のあるものを除き、西暦2000年以降に製作されたものとする。
- 8 別紙1の仕入書に記載された「Violin starter kit including violin, case, bow and violin rosin」の「case」及び「Violin cases」の外面は繊維用繊維製であるものとする。
- 9 別紙1の仕入書に記載された「Violin starter kit including violin, case, bow and violin rosin」における単価の内訳は次のとおりとする。なお、この品目のうち「violin rosin」は弦楽器の弓用のロジン（固めたもの）であるものとする。

イ Violin	．．．．．	US \$1,440
ロ Case	．．．．．	US \$ 70
ハ Bow	．．．．．	US \$ 470
ニ Violin rosin	．．．．．	US \$ 20
- 10 別紙1の仕入書に記載された「Toy grand pianos」は、無償で輸出されるものとする。
- 11 別紙1の仕入書に記載された「Music stands with tripod base（Material: Steel）」は、床に置いて使用するように設計されたものとする。
- 12 申告年月日は、令和6年10月7日とする。

① 4202.12-000E	② 4202.92-000E	③ 4202.92-000X
④ 9201.20-0002	⑤ 9201.20-000X	⑥ 9202.10-0003
⑦ 9209.92-000E	⑧ 9209.99-0005	⑨ 9403.20-1006
⑩ 9503.00-000E	⑪ 9503.00-000X	⑫ 9602.00-000E
⑬ 9620.00-0003	⑭ 9706.90-0000	⑮ 9706.90-000X

別紙 1

INVOICE

Seller

ABC COMPANY
1-1, Kasumigaseki 3-chome,
Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

Invoice No. and Date

ABC-360712 Oct. 1st, 2024

Reference No. FRB-240712

Buyer XYZ Corp. 1125 E 8th Street Los Angeles, CA 90079		Country of Origin Japan		
		L/C No.	Date	
Vessel Taiyo Maru	On or about Oct. 10th, 2024	Issuing Bank		
From Tokyo, Japan	Via			
To Los Angeles, U.S.A.				
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity Unit	Unit Price per Unit	Amount FOB US\$
XYZ LOS ANGELES	Violin starter kit including violin, case, bow and violin rosin	1	2,000.00	2,000.00
	Violin cases	8	136.00	1,088.00
	Violin (Made in 1920)	1	30,000.00	30,000.00
	Grand piano (Made in 1987)	1	13,000.00	13,000.00
	Toy grand pianos	32	37.00	No commercial value
	Music stands with tripod base (Material: Steel)	104	32.00	3,328.00
Total : FOB Tokyo			US\$	49,416.00
Total : 22 Cases N/W : 600kgs G/W : 720kgs		ABC COMPANY (Signature)		

輸出申告事項登録(大額)				入力特定番号	
共通部		繰返部			
大額・少額識別		L	申告等種別	E	申告先種別
貨物識別			あて先官署		あて先部門
申告等番号		申告予定年月日			
輸出者		ABC COMPANY			
住所		TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 3-1-1			
電話					
申告予定者					
蔵置場所					
貨物個数		22	CS	貨物重量	720
貨物の記号等		KGM			
最終仕向地		USLAX	船(機)籍符号		
積出港		JPTYO	貿易形態別符号		
積載予定船舶		TAIYO MARU	出港予定年月日		
インボイス番号		A	ABC-360712	20241001	
インボイス価格		FOB			

輸出申告事項登録(大額)		入力特定番号
共通部	繰返部	
<1欄> 統計品目番号 (a) 品名 数量(1) 数量(2) BPR按分係数 BPR通貨コード 他法令 (1) (2) (3) (4) (5) 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別		
<2欄> 統計品目番号 (b) 品名 数量(1) 数量(2) BPR按分係数 BPR通貨コード 他法令 (1) (2) (3) (4) (5) 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別		
<3欄> 統計品目番号 (c) 品名 数量(1) 数量(2) BPR按分係数 BPR通貨コード 他法令 (1) (2) (3) (4) (5) 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別		
<4欄> 統計品目番号 (d) 品名 数量(1) 数量(2) BPR按分係数 BPR通貨コード 他法令 (1) (2) (3) (4) (5) 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別		
<5欄> 統計品目番号 (e) 品名 数量(1) 数量(2) BPR按分係数 BPR通貨コード 他法令 (1) (2) (3) (4) (5) 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別		

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
令和 6. 9. 1 ～ 令和 6. 9. 7	¥147. 00
令和 6. 9. 8 ～ 令和 6. 9. 14	¥149. 00
令和 6. 9. 15 ～ 令和 6. 9. 21	¥148. 00
令和 6. 9. 22 ～ 令和 6. 9. 28	¥151. 00
令和 6. 9. 29 ～ 令和 6. 10. 5	¥150. 00

第1問 輸出申告

輸出統計品目表（抜粋）

第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品 Chapter 42 Articles of leather; saddlery and harness; travel goods, handbags and similar containers; articles of animal gut (other than silk-worm gut)

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参考
				I	II		
42.02			旅行用バッグ、断熱加工された飲料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器			Trunks, suit-cases, vanity-cases, executive-cases, brief-cases, school satchels, spectacle cases, binocular cases, camera cases, musical instrument cases, gun cases, holsters and similar containers; travelling-bags, insulated food or beverages bags, toilet bags, rucksacks, handbags, shopping-bags, wallets, purses, map-cases, cigarette-cases, tobacco-pouches, tool bags, sports bags, bottle-cases, jewellery boxes, powder-boxes, cutlery cases and similar containers, of leather or of composition leather, of sheeting of plastics, of textile materials, of vulcanised fibre or of paperboard, or wholly or mainly covered with such materials or with paper.	
			トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器			Trunks, suit-cases, vanity-cases, executive-cases, brief-cases, school satchels and similar containers	
4202.11	000	6	-- 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	NO	KG	-- With outer surface of leather or of composition leather	
4202.12	000	5	-- 外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの	NO	KG	-- With outer surface of plastics or of textile materials	
4202.19	000	5	-- その他のもの	NO	KG	-- Other	
			ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかないかを問わない。）			Handbags, whether or not with shoulder strap, including those without handle.	
			ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品			Articles of a kind normally carried in the pocket or in the handbag	
			その他のもの			Other:	
4202.91	000	3	-- 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	DZ	KG	-- With outer surface of leather or of composition leather	
4202.92	000	2	-- 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	DZ	KG	-- With outer surface of sheeting of plastics or of textile materials	
4202.99	000	2	-- その他のもの	DZ	KG	-- Other	

第92類 楽器並びにその部分品及び附属品

Chapter 92 Musical instruments; parts and accessories of such articles

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) ～ (l) (省略)

(c) かん具 (第95.03項参照)

(d) 楽器の清掃用ブラシ (第96.03項参照) 及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品 (第96.20項参照)

(e) 収集品及びこつとう (第97.05項及び第97.06項参照)

2 第92.02項又は第92.06項の楽器の演奏に使用する弓、ばちその他これらに類する物品で、当該楽器とともに提示し、かつ、これとともに使用することが明らかなものは、当該楽器に応じて通常使用する数に限り、当該楽器が属する項に属する。

Notes.

1. This Chapter does not cover:

(a) ～ (l) (省略)

(c) Toy instruments or apparatus (heading 95.03);

(d) Brushes for cleaning musical instruments (heading 96.03), or monopods, bipods, tripods and similar articles (heading 96.20); or

(e) Collectors' pieces or antiques (heading 97.05 or 97.06).

2. Bows and sticks and similar devices used in playing the musical instruments of heading 92.02 or 92.06 presented with such instruments in numbers normal thereto and clearly intended for use therewith, are to be classified in the same heading as the relative instruments.

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A S C 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参考
				I	II		
92.01			ピアノ (自動ピアノを含む。)、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器			Pianos, including automatic pianos; harpsichords and other keyboard stringed instruments:	
9201.10	000	5	－アップライトピアノ	NO	KG	－Upright pianos	
9201.20	000	2	－グランドピアノ	NO	KG	－Grand pianos	
9201.90	000	2	－その他のもの	NO	KG	－Other	
92.02			その他の弦楽器 (例えば、ギター、バイオリン及びハープ)			Other string musical instruments (for example, guitars, violins, harps):	
9202.10	000	3	－弓で弾くもの	NO	KG	－Played with a bow	
9202.90	000	0	－その他のもの	NO	KG	－Other	
92.09			楽器の部分品 (例えば、オルゴールの機構) 及び附属品 (例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、メトロノーム、音並に調子笛			Parts (for example, mechanisms for musical boxes) and accessories (for example, cards, discs and rolls for mechanical instruments) of musical instruments; metronomes, tuning forks and pitch pipes of all kinds:	
9209.30	000	4	－楽器用の弦 －その他のもの		KG	－Musical instrument strings －Other:	
9209.91	000	6	－ピアノの部分品及び附属品		KG	－Parts and accessories for pianos	
9209.92	000	5	－第92.02項の楽器の部分品及び附属品		KG	－Parts and accessories for the musical instruments of heading 92.02	
9209.94	000	3	－第92.07項の楽器の部分品及び附属品		KG	－Parts and accessories for the musical instruments of heading 92.07	
9209.99	000	5	－その他のもの		KG	－Other	

第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

Chapter 94 Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; luminaires and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated signs, illuminated name-plates and the like; prefabricated buildings

注
1 この類には、次の物品を含まない。
(a) ～ (l) （省略）
(m) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照）
2 第94.01項から第94.03項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合のみ、当該各項に属する。

Notes.
1.- This Chapter does not cover:
(a) ～ (l) （省略）
(m) Monopods, bipods, tripods and similar articles (heading 96.20).
2.- The articles (other than parts) referred to in headings 94.01 to 94.03 are to be classified in those headings only if they are designed for placing on the floor or ground.

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参考
				I	II		
94.03			その他の家具及びその部分品			Other furniture and parts thereof:	
9403.10	000	0	－事務所において使用する種類の金属製家具		KG	－Metal furniture of a kind used in offices	
9403.20			－その他の金属製家具			－Other metal furniture:	
	100	6	－鉄鋼製のもの		KG	－Of iron or steel	
	900	1	－その他の卑金属製のもの		KG	－Of other base metal	

第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

Chapter 95 Toys, games and sports requisites; parts and accessories thereof

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参考
				I	II		
95.03			三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル		KG	Tricycles, scooters, pedal cars and similar wheeled toys; dolls' carriages; dolls; other toys; reduced-size ("scale") models and similar recreational models, working or not; puzzles of all kinds	

第96類 雑品

Chapter 96 Miscellaneous manufactured articles

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) - (j) (省略)

(k) 第94類の物品（例えば、家具及び照明器具）

Notes.

1. This Chapter does not cover:

(a) - (j) (省略)

(k) Articles of Chapter 94 (for example, furniture, luminaires and lighting fittings);

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C S 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参考
				I	II		
96.02							
9602.00	000	4	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、大粒カラム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第35.03項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品		KG	Worked vegetable or mineral carving material and articles of these materials; moulded or carved articles of wax, of stearin, of natural gums or natural resins or of modelling pastes, and other moulded or carved articles, not elsewhere specified or included, worked, unhardened gelatin (except gelatin of heading 35.03) and articles of unhardened gelatin	
96.20							
9620.00	000	3	一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品		KG	Monopods, bipods, tripods and similar articles	

第97類 美術品、収集品及び古物

Chapter 97 Works of art, collectors' pieces and antiques

注

1～4（省略）

5(A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から4までに定める場合を除くは、全てこの類に属する。

Notes.

1. ~ 4. (省略)

5.(A) Subject to Notes 1 to 4 above, articles of this Chapter are to be classified in this Chapter and not in any other Chapter of the Nomenclature.

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C S 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参考
				I	II		
97.06			古物（製作後100年を超えたものに限る。）			Antiques of an age exceeding 100 years:	
9706.10	000	3	－ 製作後250年を超えたもの		KG	－ Of an age exceeding 250 years	
9706.90	000	0	－ その他のもの		KG	－ Other	

関税率表解説（抜粋）

第92類
楽器並びにその部分品及び附属品

92.09 楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカードディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛

（省略）

この項には、次の物品を含む。

（省略）

(D) その他の部分品及び附属品

（省略）

このグループには、次の物品を含む。

（省略）

(2) 92.02項の弦楽器の部分品及び附属品

マンドリン、ギターその他これに類する楽器の胴、ギター又はマンドリンの機構（すなわち、棹（さお）の糸倉にある糸巻き、ウォーム及び歯車で、弦を適当な強さに張るためのもの）、バイオリン、チェロその他これに類する楽器の部分品（例えば、背面、胴、棹（さお）（仕上げをしてあるかないかを問わない。）、指板、ナット、ブリッジ、緒留（弦を留めるもの）、緒留ボタン、リブ（胴と背の間に使用する。）、糸巻き（弦の張力を変えるために巻軸に取り付けた一種のキー）、弦の調整器等及びチェロ用又はコントラバス用の台（楽器を床に安定させるもの）、弓、弓の部分品（例えば、つえ、ヒール調整ねじ等で、弓用に束ねた馬の毛を含む。）、ピック、弱音器及びあご当て

（省略）

この項には、次の物品を含む。

(1) 楽器に取り付ける譜面台及び楽器（例えば、サイドドラム及びサクソフォン）を支える支持台（96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品を除く。）

（省略）

この項には、次の物品を含まない。

（省略）

(e) ピアノ用スツール（94.01）、床又は地面に置くように作った楽譜台及び楽譜用机（94.03）並びにピアノ用のろうそく立て（94.05）

(f) 弦楽器の弓用のロジン（固めたもの）（96.02）

第94類
家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション
その他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具
(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、
発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

94.03 その他の家具及びその部分品

(省略)

この項には、次の家具を含む。

(1) 個人住宅、ホテル等において使用する家具

キャビネット、リネンチェスト、ブレッドチェスト、ログチェスト、重ねだんす類、台座、植物置き台、鏡台、一脚テーブル、洋服だんす、リネン戸棚、ホールスタンド、傘立て、サイドボード、食器戸棚、食物貯蔵庫、そで机、寝台類（ワードローブベッド、キャンプベッド、折畳み式寝台及び小児用寝台を含む。）、裁縫台、足を載せるように設計したスツール及び足載せ台（插りいす式のものであるかないかを問わない。）、火よけのつい立て、通風スクリーン、脚付き灰皿、楽譜用キャビネット、楽譜台、楽譜用机、格子で囲った赤ん坊の遊び場及び配膳車（加熱板を取り付けてあるかないかを問わない。）、

第95類
玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び付属品

95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びバズル

この項には、次の物品を含む。

(A) 車輪付き玩具

(省略)

(B) 人形用乳母車（折畳み式のものを含む。例えば、折畳み式腰掛型）

(省略)

(C) 人形

(省略)

(D) その他の玩具

このグループには、本質的に人間（子供又は大人）の娯楽のための玩具を含む。しかしながら、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物（例えば、ペット）用に供されると判断される玩具は、この項には分類されず、材質に応じてそれぞれの項に分類される。このグループには、次の物品を含む。

(A) - (C) のいずれにも属しない全ての玩具。玩具の多くは機械的又は電氣的に作動する。

これらには、次の物品を含む。

(省略)

(xii) 玩具の楽器（ピアノ、トランペット、ドラム、蓄音機、ハーモニカ、アコーディオン、木琴、オルゴール等）

(省略)

ある種の玩具（例えば、電気アイロン、ミシン、楽器等）は限られた実用性を有することがあるが、通常その大きさ及び限られた能力により真正のミシン等と区別される。

- a 「⑭：9706.90-0000」が当てはまる
- b 「④：9201.20-0002」が当てはまる
- c 「⑨：9403.20-1006」が当てはまる
- d 「⑪：9503.00-000X」が当てはまる
- e 「⑥：9202.10-0003」が当てはまる

1 換算レート

申告年月日が令和6年10月7日であるため、前々週のレートは151円/米ドルである。

2 各統計品目番号

INVOICE 1 “Violin starter kit including violin, case, bow and violin rosin” 9202.10-0003
バイオリンスターターキット（バイオリン、ケース、弓、ロジン＝松脂を含む）
記7より、西暦2000年以降に製作されたもの。（以下、I/V3を除き全てに共通）
記8より、ケースの外面は紡織用繊維製である。
記9にはキットの内訳が記載されており、総額USD2,000の大部分がバイオリン（USD1,440）で占められている。ケース（USD70）は安価であるので、通則5（a）が適用され、弓、松脂についても第92類「注2」、より、第92.02項に属する。
関税率表解説（抜粋）第92類に記載の弓（第92.09項）や弦楽器の弓用のロジン（固めたもの）（第96.02項）は、単独で申告する場合に適用する。

INVOICE 2 “Violin cases” 4202.92-0002
バイオリンケース
記8より、ケースの外面は紡織用繊維製である。
このケースはINVOICE1のようにバイオリンとセットで申告されているものではない（問題文に記載がない）ため、第42.02項に属する。

INVOICE 3 “Violin (Made in 1920)” 9706.90-0000
1920年に製作されたバイオリン
製作から100年を超えているので、第97.06項に属する。

INVOICE 4 “Grand piano (Made in 1987)” 9201.20-0002
1987年に製作されたグランドピアノ
製作から100年を超えていないので、第97類には該当しない。

INVOICE 5 “Toy grand pianos” 9503.00-0006
玩具のグランドピアノ
関税率表解説（抜粋）第 95 類（x ii）より、第 95.03 項に属する。

INVOICE 6 “Music stands with tripod base” 9403.20-1006
三脚の付いた鉄鋼製の楽譜台
記 11 より、床に置いて使用するよう設計されたものである。
①第 92 類注 1（d）より、第 96.20 項を参照する。
②第 96 類注 1（k）より、第 94 類を参照する。
③関税率表解説（抜粋）第 94 類（1）に楽譜台がある。
また、第 94 類注 2 より第 94.03 項に属する。

3 申告価格の計算

申告価格は FOB 価格であり、加算、控除するものはない。

4 解答の順番を決定する

INVOICE 5 の玩具のグランドピアノは、無償（No Commercial value）であるが、輸出申告の際には当該貨物が有償で輸出されるものとした場合の価格となるため、
 $32 \text{ 個} \times \text{USD} @ 37.00 = \text{USD} 1,184$ が申告価格となる。

よって、申告価格が 20 万円以下となるのは INVOICE 2 と 5 である。

問題「記 2・3・4」より、INVOICE 2 と 5 を一括し、申告価格が大きい INVOICE 5 の 10 桁目を X とする。

問題「記 5」より、申告価格が大きいものから順に解答する。